

○ 質問に対する回答

	質 問	回 答
1	どうして各自治体が統一された分別収集方法でないのでしょうか。	<p>構成市町ごとに分別や収集方法に歴史的な経過や事情があり短期間で全てを統一することは難しいため、構成市町の協議により分別収集は各市町がそれぞれの状況に応じた収集方法や排出方法をとることに決定しています。</p> <p>ご質問のとおり同じ施設への搬入であるため、統一した分別収集が望ましいと考えるところであり、今後、にしはりま環境事務組合や構成市町と状況を確認しながら、検討したいと考えます。</p>
2	同じ施設を利用するに際し、自治体ごとに異なった分別収集で良いのでしょうか。	質問に対する回答1のとおり
3	今後も、自治体毎の統一されない分別収集を続けるのですか。	質問に対する回答1のとおり
4	宍粟市の資源ごみ専用の袋は、なぜ、プラマークが入っていないのですか。宍粟市の資源ごみ専用袋だけが、選別ラインで取り除かれ可燃ごみにまわされているのですが、なぜですか。	<p>プラスチック製容器包装の分別収集は「容器包装リサイクル法」に基づいて行うもので、法律では「容器包装とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は商品と分離された場合に不要となるもの」と定義されており、ごみ袋はこの容器包装に当たらず、容器包装リサイクル法の対象外になります。</p> <p>また、この法律では容器包装を製造や利用する事業者がリサイクル義務を負うことになっており、プラマークはこれらの事業者がリサイクル費用を負担している証として対象となる容器包装に表示されることになっており、市のごみ袋にはプラマークは入っていません。</p> <p>にしはりま環境事務組合は、プラ製容器包装の処理を日本容器包装リサイクル協会に委託しており、当協会には再商品化の合理化・効率化が図られた市町村に再商品化合理化拠出金を拠出する仕組みがあります。当協会は容器包装リサイクル法の対象外であるごみ袋は異物として判断しており、異物の混入率によって拠出金に影響を及ぼすことや処理委託を拒否されることがあり、異物を取り除き品質を確保する必要があるため、ごみ袋は選別し可燃ごみとして処理されています。</p> <p>これは当市だけでなく他市町村のごみ袋も同様であり、にしはりま環境事務組合が加入している全国都市清掃会議より、同一の素材であればリサイクルの対象となるよう、容器包装リサイクル法の改正要望を国に提出しており、当法改正の動向をみながら、検討します。</p>
5	資源ごみの収益金はどうなっているのですか。	各市町が搬入したそれぞれ品目ごとの重量により各市町へ配分されることになっており、にしはりま環境事務組合への負担金で差し引きされます。

6	宍粟市のごみ収集業務に関して、民間業者は何社で、契約金はどのくらいですか。 収集の種類と範囲をお教えてください。	平成 25 年度のごみ収集運搬業務は、8 社と 107,594 千円で契約しており収集の範囲等は次のとおりです。		
			収集地域	収集種別
		業務①	山崎町山崎地区	可燃、不燃、粗大
		業務②	山崎町河東、神野、蔦沢地区	可燃、不燃、粗大
		業務③	山崎町城下、戸原、土万、菅野地区	可燃、不燃、粗大
		業務④	一宮町下神戸、染河内、三方、繁盛地区及び福中	可燃、不燃、粗大
		業務⑤	一宮町の一部（上神戸、福中を除く下三方地区）及び波賀町の一部（上野、水谷、斎木、有賀を除く区域）	可燃、不燃、粗大
		業務⑥	波賀町の一部（上野、水谷、斎木、有賀）及び千種町全域	可燃、不燃、粗大
		業務⑦	市内全域	資源：古紙類、布類
業務⑧	市内全域	資源：缶類、びん類		
7	直営（車 3 台担当者 6 人）の経費と収集の種類と範囲をお教えてください。	家庭ごみ収集運搬にかかる現業職 6 名及び収集車経費（燃料費・車検費用・修繕料等）の平成 25 年度予算額は、55,232 千円であります。なお、直営の収集範囲等は次のとおりです。		
			収集地域	収集種別
	直営	市内全域	資源：プラ製容器包装、ペットボトル、紙製容器包装、紙パック	

○ 提案に対する回答

	提 案	提案説明	回 答
1	缶類はスチール缶とアルミ缶混合で出す。 また、アルミ缶は宍粟市独自の回収を行う。	缶磁選機が選別を行うので、混合でも問題はない為、分別を行う市民の負担が軽減される。また、宍粟市以外の自治体は混合で出している。また、回収したアルミ缶はクリーンセンターに持ち込まず、障害者施設などへ回し、宍粟市民の負担分を市内に還元する。	<p>当市では、アルミ缶はリサイクル資源集団回収を前提としており、分別意識の向上やゴミの減量化につながることから、スチール缶とアルミ缶の分別をお願いしています。ご提案のとおりにしはりまクリーンセンターへの排出のみを考えると混合が可能でありますので、今後検討していきます。</p> <p>また、アルミ缶の福祉施設への持ち込みの提案についてですが、福祉施設などが各家庭からアルミ缶等を回収されることは可能ですが、アルミ缶をはじめとする市が収集した一般廃棄物については、廃棄物の処理及び掃除に関する法律に基づき市が適正に処理しなければならず、にしはりまクリーンセンター以外への持ち込みは出来ないと考えています。</p>

2	ビン類は、ラベルを剥がさなくてもよいと広報を行う。	びんは高熱で溶かすのでラベルがあっても問題ありませんとのクリーンセンターの回答を得ている為。	分別方法を説明するパンフレットや自治会説明会、市民からの問合せ時に、容易に取れないものはそのまま排出していただくよう説明しています。
3	宍粟市の資源ごみ専用の指定袋は、プラマーク入りの袋にする。	プラマーク入りの袋でないとプラ製容器包装を資源ごみ袋に入れても、その袋を取り除かないといけないことになる。住民は、分別の負担と指定袋の購入を行っているが、プラマーク入りの袋にしていな事は再資源化に逆行することである為または、専用袋を使わず任意の透明のごみ袋（安価でかつリサイクルに回る）ものを使用する。	質問に対する回答4のとおり
4	ペットボトル、缶、ビンコンテナ回収にする。	種類毎にごみを置く場所を確保することが大変な負担になっている。袋が一杯になるまで置いておかねばならず、場所を取るの不便である。わずかな量でも出せるコンテナ回収が住民にとって負担軽減になる。	資源ごみの回収方法については、ご提案のコンテナ回収も検討しましたが、各自治会にコンテナ設置場所（1～2箇所）とコンテナに投入する際の指導員が必要となり、地域（特に旧山崎町内）によってはコンテナ設置場所の確保が困難な自治会があること、指導員の確保が困難なこと、また高齢者への負担が増えることなどから既設のステーションを利用した回収方法となっています。 なお、家庭での保管が困難な方等には市役所本庁舎及び各市民局に設置している缶類、ビン類並びに蛍光管の回収ボックスをご利用いただくよう案内しています。